

消防法令関係手続きにおける押印の省略等について

十日町地域消防本部では、各種届出に係る押印の見直しを行いました。

1 押印の廃止について

消防法令及び十日町地域広域事務組合火災予防条例等に定める様式の押印が廃止されました。

申請書等の真正性を確認する必要がある場合は、電話等で問い合わせを行います。

2 電子メール及び郵送の活用について

申請書等は、窓口による手続きのほか、電子メールや郵送での申請も可能です。届出の形式上の要件に適合していない場合は、補正を求めるほか、再提出をお願いする場合があります。また副本を返納する場合は郵送でお返すするため、宛名等を記入した返信用封筒に必要な分の切手を貼付し、同封してください。

3 手数料を伴う申請等について

原則として、従来どおり窓口による手続きのみとします。

4 連絡先について

電子メールの場合 fd-shinsei@tokamachi-kouiki.jp

郵送の場合 〒948-0007 新潟県十日町市四日町新田 1041 番地

【担当】十日町地域消防本部 予防課 025-757-1557